

政統雇発 0518 第 1 号  
令和 3 年 5 月 18 日

各都道府県統計主管課長 殿

厚生労働省政策統括官付  
参事官（企画調整担当）付  
統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）  
（ 公 印 省 略 ）

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令の施行に伴う対応について

毎月勤労統計調査の実施については、日頃から格段のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和 3 年 5 月 18 日付政統発 0518 第 1 号「毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令の施行等について」において通知しておりますが、その取扱いについて、別紙のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

(別紙) 毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第95号)の施行に伴う対応について

1. 全国調査及び地方調査におけるオンライン調査の利用促進(オンライン調査システム利用希望届の廃止)	2
(1) 改正の概要	2
(2) 対象となる事業所	2
(3) 改正後の対応等	2
① ログイン情報等の配付方法	2
ア 都道府県への配付方法	2
イ 事業所への配付方法	3
(a) 令和3年7月分以降の部分入替え時に指定された事業所への配付方法	3
(b) 第一種事業所の分離等に伴う追加指定事業所及び第二種事業所の異動に伴う代替事業所への配付方法	3
(c) その他	4
② 一括提出等を行う事業所の取扱い	4
③ 令和3年6月分調査以前の指定事業所の取扱い	4
④ その他	5
ア 調査員調査の実施に当たっての留意事項	5
イ オンライン調査の変更届及び利用廃止届の取扱い	5
ウ ログイン情報の紛失、問い合わせ先等	5
2. 調査員調査の実施困難な場合における特別調査の調査方法の変更	6
(1) 改正の概要	6
(2) 改正後の対応等	6
① 郵送調査又はオンライン調査を行う調査区の決定	6
② 調査区内事業所の把握	7
③ 郵送調査又はオンライン調査の実施	7
ア オンライン調査におけるログイン情報の印刷	7
イ 郵送調査における調査票の配付又はオンライン調査におけるログイン情報の配付	7
ウ 調査票の回収	8
④ 調査票等の督促	8
⑤ 事業所名簿の作成	8
⑥ 調査票の審査	8
ア 郵送調査で回収した調査票の審査	8
イ オンライン調査で回収した調査票の審査	9
3. その他	9

## 1. 全国調査及び地方調査におけるオンライン調査の利用促進（オンライン調査システム利用希望届の廃止）

### (1) 改正の概要

現在、毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号。以下「規則」という。）第17条の5において、全国調査及び地方調査をオンラインにより報告する場合には、事業主等があらかじめ事業所名その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に届け出る必要があることとされている。

しかし、この届出が事業主等の負担になっていること等から、規則第17条の5の規定を削り、事業主による事前の厚生労働大臣への届出を不要とする。

また、この改正によりオンライン調査利用希望届が不要となる事業所については、調査対象事業所の指定時にオンラインによる報告のために必要な情報（以下「ログイン情報」という。）を通知することとする。

### (2) 対象となる事業所

令和3年7月分調査以降の調査において、新たに指定される事業所から届出を不要とし、令和3年6月分調査以前の指定により調査を継続している事業所については、引き続き届出を必要とする。

ただし、調査対象事業所とは異なる事業所（本社や会計事務所等）が調査票を提出する場合や、複数の調査対象事業所分の調査票をまとめて提出する場合（以下「一括提出等」という。）については、令和3年7月分調査以降も引き続き届出を行うものとする。（(3)②参照）

### (3) 改正後の対応等

#### ① ログイン情報等の配付方法

##### ア 都道府県への配付方法

令和3年7月分調査以降の部分入替えの際には、厚生労働省は、第一種事業所の指定事業所名簿（電子媒体。以下同じ。）及び第二種事業所の5～29人事業所名簿（電子媒体。以下同じ。）を各都道府県に送付する際には、ログイン情報をあらかじめ記載して送付する。

なお、令和3年7月分から調査を開始する第二種事業所第3組の5～29人事業所名簿については、5月下旬に各都道府県に送付する予定である。

## イ 事業所への配付方法

都道府県は、令和3年7月分調査以降に指定された調査対象事業所に対して、指定書の交付時に、調査対象事業所の事業主にログイン情報を記載した依頼状等を配付する。

具体的な配付方法は以下の(a)～(c)とおりとする。

### (a) 令和3年7月分以降の部分入替え時に指定された事業所への配付方法

厚生労働省は、部分入替え（毎年1月の第一種事業所の事業所入替え（事業所の減少分を補うための追加指定を含む。）並びに毎年1月及び7月の第二種事業所の事業所の入替えをいう。以下同じ。）に必要な調査用品を以下の内容に変更して都道府県に送付するとともに、依頼状への差込印刷に必要なWordファイルの提供を行う。

- ・ オンライン調査のリーフレットについて、今回の取扱いに応じた記載内容に変更
- ・ 依頼状について、オンライン調査システムのログイン情報の印刷スペースを設けるレイアウト変更
- ・ 記入要領について、オンライン調査の実施方法を追加

都道府県は、厚生労働省より提供を受けたWordファイル等を用いて、アで入手したログイン情報を依頼状に差込印刷した上で、指定書等の用品と合わせて事業主に配付する。

なお、都道府県は、差込印刷に代えてログイン情報を印刷したシールを依頼状に貼付しても差し支えない（以下同様）。

ログイン情報は、指定されていない事業所も含めて、名簿に記載されている事業所全てに対して付与しているため、異なる事業所のログイン情報を配付することのないよう注意すること。

### (b) 第一種事業所の分離等に伴う追加指定事業所及び第二種事業所の異動に伴う代替事業所への配付方法

令和3年7月分以降に、第一種事業所の分離若しくは都道府県外への移転に伴う追加指定又は第二種事業所の代替に伴う指定があった場合には、都道府県は、以下の(i)～(iii)に応じて、それぞれに記載するログイン情報を依頼状に差込印刷を行い、

指定書の交付時に調査対象事業所の事業主にログイン情報等を配付する。

(i) 第一種事業所について、追加指定をした場合のログイン情報

指定を行う都度、厚生労働省から都道府県に対してログイン情報を通知する。

(ii) 第二種事業所について、代替事業所を指定した場合のログイン情報（令和3年7月より前に部分入替えを行った組に対する代替の場合）

既に送付している5～29人事業所名簿（6月末現在で指定されている事業所を除く。）に対して、厚生労働省でログイン情報を追記して、7月1日以降に名簿を再送する。

(iii) 第二種事業所について、代替事業所を指定した場合のログイン情報（令和3年7月以降に部分入替えを行った組に対する代替の場合）

アで送付した5～29人事業所名簿に記載されたログイン情報を使用する。

(c) その他

厚生労働省は、令和3年7月分入替えの状況等を踏まえ、ログイン情報等の提供方法について検討を行い、変更する場合は別途通知する。

② 一括提出等を行う事業所の取扱い

厚生労働省は、一括提出等を行う事業所の申請を受け付け、当該事業所に一括提出用のログイン情報を送付するとともに、一括提出等を行う事業所名及びログインIDを都道府県に対して通知する。

なお、①イ(a)により記載内容を変更したリーフレットにおいて、一括提出等を行う事業所がオンライン報告を行う場合の申請方法を記載しているため、事業所に対しては当該リーフレットにより周知する。

③ 令和3年6月分調査以前の指定事業所の取扱い

令和3年6月分調査以前に指定を受けている事業所がオンライン報告

を行う場合には、従前の「オンライン調査利用希望届」の提出を必要とするため、厚生労働省は、オンライン報告を希望する事業所の申請を受け付け、当該事業所にログイン情報を送付するとともに、当該申請をした事業所名及びログイン ID を都道府県に対して通知する。

#### ④ その他

##### ア 調査員調査の実施に当たっての留意事項

今回の改正に伴い、オンライン報告を行う事業所割合が増加することが想定されるが、都道府県と統計調査員が連携して、調査票未提出の事業所への督促を円滑に行うことが必要である。

具体的な方法は各都道府県において柔軟に行って差し支えないが、例えば、

- ・ 調査票未提出の事業所のリスト
- ・ 過去数か月間のオンライン提出状況を把握し、オンラインでの報告が行われないと見込まれる事業所のリスト

を統計調査員と共有して、効率的に督促を行うことなどが考えられる。

なお、オンラインによる報告状況は、毎勤オンラインシステムの「内容審査（月次）」の受付状況により確認することができる。

##### イ オンライン調査の変更届及び利用廃止届の取扱い

オンライン調査利用希望届を提出した事業所について、届出内容に変更があった場合や紙の調査票での提出を希望する場合には、それぞれ変更届又は利用廃止届を提出することとしていたが、オンライン調査利用希望届の提出が不要となった事業所については、変更届及び利用廃止届の提出は不要である。（ただし、②の一括提出等の届出を行った事業所については、従来どおり、変更届は必要。）

ただし、オンライン調査利用希望届の提出を行った事業所が届出内容に変更があった場合や紙の調査票での提出に戻す場合には、引き続き、変更届を受け付けるものとする。（ただし、利用廃止届は不要。）

##### ウ ログイン情報の紛失、問い合わせ先等

都道府県において、ログイン情報の漏えい等が発生した場合は厚生労働省において速やかに対応・指示を行うため、雇用・賃金福祉統計室毎勤第一係に連絡して、その指示に従うこと。

また、事業所がログイン情報を紛失した場合等は、厚生労働省において案内を行うため、雇用・賃金福祉統計室毎勤第二係に連絡するこ

と。なお、都道府県においてログイン情報を案内しても差し支えない。

その他、オンライン調査全般に関する問合せ先として、コールセンター（0120-956-360）を設置しているため、オンライン報告を行う事業主は、必要に応じて活用することができる。（コールセンターについては、リーフレットにも記載している。）

## 2. 調査員調査の実施困難な場合における特別調査の調査方法の変更

### (1) 改正の概要

現在、特別調査については、調査員調査で行うこととされており、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認めていないが、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、天災事変その他やむを得ない理由のため、調査員調査が困難である場合は、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認める。

### (2) 改正後の対応等

令和3年特別調査実施に当たっての主な取扱いは以下のとおりとする。

#### ① 郵送調査又はオンライン調査を行う調査区の決定

都道府県は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を踏まえ、各調査区において、調査員調査（統計調査員が調査票を作成するか又は事業主が調査票を作成して統計調査員が回収することにより調査を行うことをいう。以下同じ。）ができるかの判断を行い、調査員調査を行うことが困難な調査区に対して、郵送又はオンラインによる調査票の回収による調査（以下それぞれ「郵送調査」及び「オンライン調査」という。）を行うことを検討する。

オンライン調査を行う調査区のある都道府県については、厚生労働省に対して、オンライン調査を行う調査区の調査区番号を報告する。

厚生労働省は、報告を受けた調査区の全てに対して、当該調査区ごとに用いるログイン情報（1調査区当たり99件）を都道府県に送付する。

なお、99件以上のログイン情報が必要又は必要と見込まれる調査区がある都道府県においては、上記報告時又は調査開始後に、追加で必要なログイン情報の件数を報告して厚生労働省から必要数の提供を受ける。

## ② 調査区内事業所の把握

特別調査の実施に当たっては、統計調査員が調査区内を巡回し、事業所を把握する必要がある。ただし、統計調査員が聞き取りを行うことが困難な地域については、厚生労働省が別途配付する名簿作成のための質問用紙（以下「質問用紙」という。）を事業主に配付することにより調査することができる。

質問用紙の回収は、統計調査員による回収又は郵送による回収のいずれの方法でも差し支えない。

## ③ 郵送調査又はオンライン調査の実施

### ア オンライン調査におけるログイン情報の印刷

オンライン調査を行う調査区のある都道府県は、①で提供を受けたログイン情報を事業所に配付するために、厚生労働省が別途提供するオンライン調査の協力依頼の様式にログイン情報を差込印刷しておく。

### イ 郵送調査における調査票の配付又はオンライン調査におけるログイン情報の配付

都道府県又は統計調査員は、統計調査員の巡回又は質問用紙により事業所規模 1～4 人であることを確認した事業所（以下「調査対象事業所」という。）に対して、郵送調査を行う場合には都道府県番号、調査区番号及び事業所一連番号を記入した調査票を、オンライン調査を行う場合にはアで印刷したログイン情報をそれぞれ配付する。

※ 各事業所に配付するログイン情報は、調査区ごとに定められたものであれば、どのログイン情報を配付してもよいが、1つの事業所に複数のログイン情報を配付しないよう注意すること。

調査票又はログイン情報の配付の方法は、次の a) から c) のいずれかの方法により行う。

- a) 統計調査員が事業所把握のための巡回をして、調査対象事業所であることの確認がとれたときに配付
- b) 統計調査員の巡回又は質問用紙の回答により調査対象事業所であることを把握した後に、再度統計調査員が事業所を訪問して配付
- c) 統計調査員の巡回又は質問用紙の回答により調査対象事業所であることを把握した後に、郵送により配付



また、a)～c)のいずれの場合においても、ログイン情報を配付する際には、事業所名等に加えて「ログイン ID」欄に配付したログイン ID を記載し、どの事業所にどのログイン情報を配付したかを管理しておくこと。

なお、オンライン調査に関する問合せ先として、コールセンターを設置する予定であり、オンライン報告を行う事業主は、必要に応じて活用することができる。(コールセンターについては、オンライン調査の協力依頼に記載する。)

#### ウ 調査票の回収

郵送調査による調査票は都道府県が、オンライン調査による調査票は厚生労働省がそれぞれ受け付ける。

#### ④ 調査票等の督促

特別調査は、調査区内の1～4人事業所の全数を調査することから、事業所の把握漏れがあると、調査結果に影響を与えることとなる。このため、都道府県と統計調査員が連携して、可能な限り、質問用紙及び調査票の未提出の事業所への督促を行うよう努めるものとする。

なお、オンラインによる報告の受付状況については、厚生労働省で一括して把握するものとし、適時各都道府県へ情報提供を行う。この他に受付状況の確認が必要な場合には、別途厚生労働省へ連絡すること。

#### ⑤ 事業所名簿の作成

統計調査員は、都道府県の協力の下、各調査区における事業所名簿を作成する。事業所名簿については、従前の項目に加え、ログイン情報を配付した事業所については、事業所名簿の「ログイン ID」欄に配付したログイン ID を記入する。(③イ参照)

ただし、質問用紙の回収を行うことができなかった事業所など、事業所名簿の全ての項目について記入することが困難な場合は、把握できた内容について記載すること。(質問用紙の回収が行えなかった場合でも、事業所一連番号、事業所名及び事業所所在地は必ず記入すること。)

#### ⑥ 調査票の審査

##### ア 郵送調査で回収した調査票の審査

都道府県及び統計調査員は、調査員調査により回収した調査票と同

様の基準により、調査票の審査を行う。

#### イ オンライン調査で回収した調査票の審査

厚生労働省は、オンライン調査を行った都道府県に対して、オンライン調査で回収した調査票データ及び確認用のエクセルファイルを送付する。オンライン調査を行った都道府県は、確認用エクセルファイルを用いて調査票の審査を行い、審査後のデータを厚生労働省に返送する。（詳細については別途通知する。）

### 3. その他

- 統計調査員が調査区を巡回する際には、地域の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、マスクの着用、手洗いやうがいの徹底、接触時間の短縮や「密」を避ける等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。
- 今回通知した内容を含め、令和3年特別調査の調査票等の提出方法等の詳細は別途通知する。

また、今回の改正等を踏まえて、今後、「毎月勤労統計調査手引」（平成31年3月）について見直しを行い、各都道府県に周知する予定である。